
資 料 編

- 資料 1 調布市環境基本条例
- 資料 2 計画策定の経過
- 資料 3 計画策定の体制
- 資料 4 委員会等開催状況及び
市民参加手続等の概要
- 資料 5 環境指標の考え方
- 資料 6 用語解説

資料1 調布市環境基本条例

(平成7年3月17日条例第3号)

改正 平成21年3月18日条例第15号
平成25年5月31日条例第33号

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 計画の策定 (第9条—第12条)

第3章 施策の推進 (第13条—第15条)

第4章 情報の提供と市民参加

(第16条—第21条)

第5章 調布市環境保全審議会 (第22条)

第6章 雑則 (第23条)

附則

私たちは、豊かな自然の恵みを受けて、今日の繁栄を遂げてきた。しかし、物質的豊かさを求める生活や活動をそのまま続けることは、資源の枯渇を招くばかりでなく、私たちや生き物たちの生存の基盤である地球環境を破壊し、失うことになる。

このような状況を踏まえ、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、人と自然が共生し、将来へ向けて持続して発展できる環境を現在に生きるすべての人々の手で、保全、回復及び創出する必要がある。

加えて、私たちは、先人から受け継いできた豊かな自然や、それらによって培われた歴史的文化的環境をより良好な環境として発展させ、次の世代に継承するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来にわたって維持、継承されるよう行われなければならない。

2 環境の保全等は、すべての人々の協働によって、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会が構築されるよう行われなければならない。

3 環境の保全等は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、協働することによって、その責務を果たすとともに、人類の生存の基盤である地球環境の保全等に寄与するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野性生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(5) 人にやさしい地域社会の形成に関すること。

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の

保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、環境の保全等に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが、使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第8条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第2章 計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、調布市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(環境保全行動基準)

第11条 市長は、環境基本計画に掲げる目標を実現するため、環境の保全等について配慮すべき事項を環境保全行動基準（以下「行動基準」という。）として策定するよう努めるものとする。

(公表)

第12条 市長は、環境基本計画、実施計画及び行動基準を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 施策の推進

(監視体制)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境監査)

第15条 市、市民及び事業者は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 情報の提供と市民参加

(知見の集積)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を行うことにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全等に寄与

する情報について、市民のプライバシーを損なわない限り提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習への支援)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深められるよう、学習の機会及び教材としての情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第20条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第21条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 環境基本計画
 - (2) 実施計画
 - (3) 行動基準
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第5章 調布市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第22条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として調布市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議することができる

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) 環境保全等に関する行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 市長は、審議会に専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門調査員を置くことができる。

6 専門調査員は、市長が委嘱する。

7 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間とする。

8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年4月規則第24号で、同8年5月1日から施行)

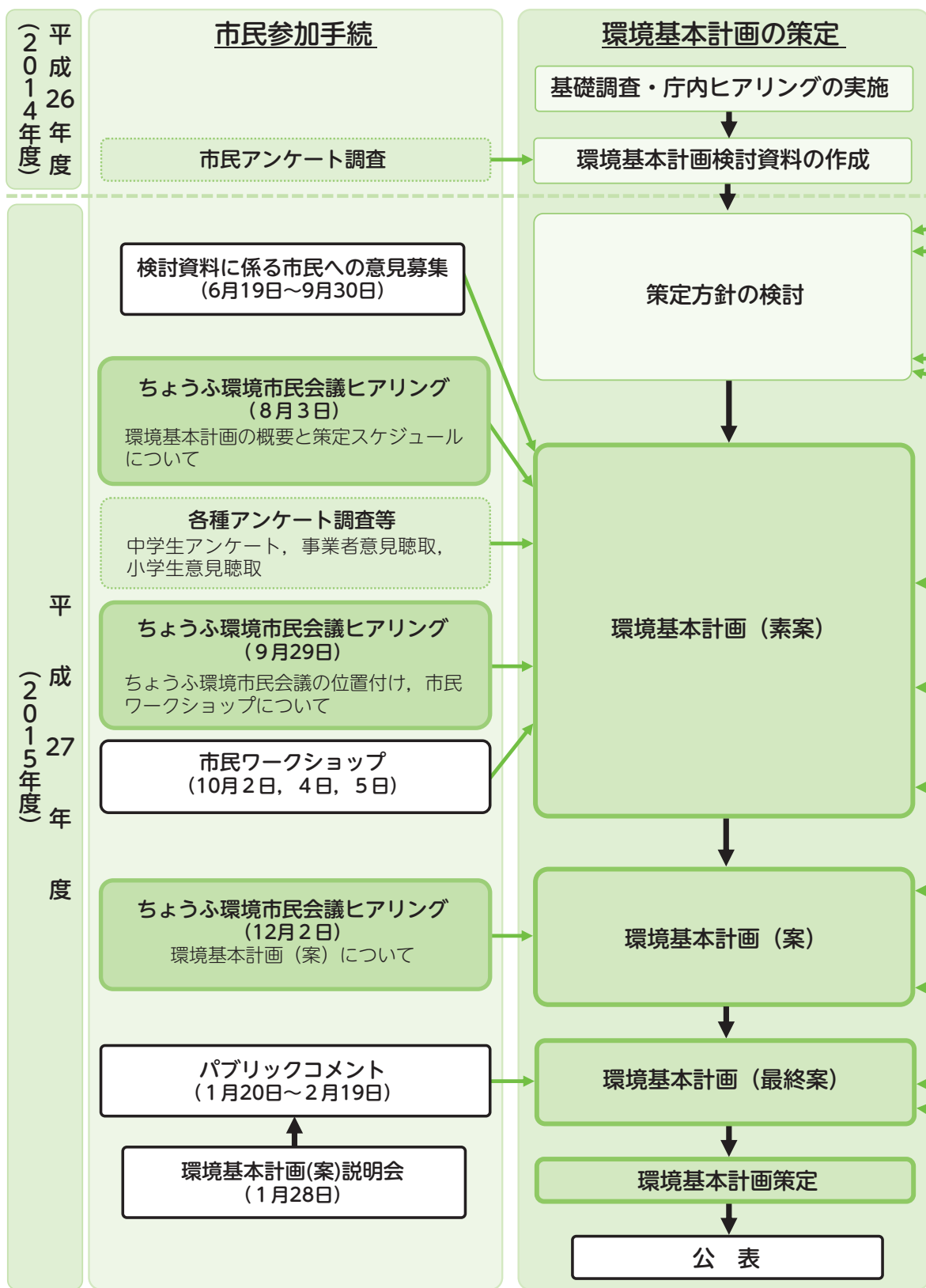
附則(平成21年3月18日条例第15号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附則(平成25年5月31日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 計画策定の経過



資料編

各種会議の開催

○第1回調布市環境調整協議会（6月2日）
環境基本計画検討資料，現行環境基本計画の評価，環境基本計画の概要，策定スケジュールについて

●第1回環境調整協議会 環境基本計画推進部会（6月25日）
環境基本計画検討資料，現行環境基本計画の評価，環境基本計画の概要，策定スケジュールについて

◆第1回環境基本計画策定委員会（7月15日）
環境基本計画検討資料，現行環境基本計画の評価，環境基本計画の概要，策定スケジュールについて

◇第1回環境保全審議会（7月16日）
現行環境基本計画の評価，環境基本計画の概要，策定スケジュールについて

●第2回環境調整協議会 環境基本計画推進部会（10月21日）
市民ワークショップ意見，環境基本計画の施策と事業内容，策定スケジュールについて

◆第2回環境基本計画策定委員会（11月16日）
第1回策定委員会における意見の反映状況を踏まえた環境基本計画(素案)（主に3章），策定スケジュールについて

◇第2回環境保全審議会（11月20日）
第1回環境保全審議会における意見等の反映状況を踏まえた環境基本計画(素案)（主に3章），策定スケジュールについて

◆第3回環境基本計画策定委員会（12月21日）
第2回策定委員会における意見の反映状況を踏まえた環境基本計画(案)，策定スケジュールについて

◇第3回環境保全審議会（2月10日）
第2回環境保全審議会における意見等の反映状況を踏まえた環境基本計画（案），策定スケジュールについて

◆第4回環境基本計画策定委員会及び提案式（3月28日）
第3回策定委員会における意見及びパブリック・コメントを踏まえた環境基本計画(最終案)について並びに同計画（最終案）を市長へ提案する提案式の実施



○第2回調布市環境調整協議会（3月30日）
環境基本計画（最終案）について

※随時，庁内関係各課等と計画内容について調整

資料3 計画策定の体制

(1) 調布市環境基本計画策定委員会

(平成27(2015)年7月15日～平成28(2016)年3月28日)

区分	所属・役職等	氏名
市民	ちょうふ環境市民会議代表	安部 宝根
市民	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会長	江尻 京子
市民	調布市内農業従事者	関森 道子
教育関係	元中央環境審議会委員	江頭 基子
市内協働事業者	一般社団法人調布未来のエネルギー協議会代表理事	小峯 充史
市内協働事業者	特定非営利活動法人調布市地域情報化コンソーシアム(CLIC)副代表理事	横山 泰治
エネルギー事業者	東京電力株式会社武蔵野支社副支社長	大貫 和宏
エネルギー事業者	東京ガス株式会社エネルギーソリューション本部エネルギー企画部課長	栗原 実
学識経験者	東京農工大学農学部環境資源科学科教授	○高田 秀重
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科教授	◎横張 真
行政	調布市環境部長	柏原 公毅

(各選出区分ごと五十音順, 敬称略, ◎: 委員長, ○: 副委員長)

(2) 調布市環境保全審議会

■第10期委員 (平成25(2013)年7月1日～平成27(2015)年6月30日)

区分	所属・役職等	氏名
市民	公募市民	阿部 真以美
市民	公募市民	岡部 和平
市民	公募市民	中田 裕敬
市民	公募市民	平田 徳恵
市民	公募市民	増田 雅則
事業者	鹿島建設株式会社技術研究所プリンシパル・リサーチャー	近藤 宏二
事業者	調布市内農業従事者	関森 道子
学識経験者	首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授	奥 真美
学識経験者	理学博士	◎齊藤 亀三
学識経験者	東京農工大学農学部環境資源科学科教授	○高田 秀重
学識経験者	工学博士	中岡 章
行政機関職員	東京都環境局多摩環境事務所長	金子 亨
行政機関職員	東京都福祉保健局東京都多摩府中保健所生活環境安全課長	鮫島 弘尚

(各選出区分ごと五十音順, 敬称略, ◎: 会長, ○: 副会長)

■第11期委員（平成27(2015)年7月1日～平成29(2017)年6月30日）

区 分	所属・役職等	氏 名
市 民	公募市民	阿部 真以美
市 民	公募市民	綾野 勝治
市 民	公募市民	岡部 和平
市 民	公募市民	平田 徳恵
市 民	公募市民	増田 雅則
事業者	鹿島建設株式会社技術研究所プリンシパル・リサーチャー	近藤 宏二
事業者	調布市内農業従事者	関森 道子
学識経験者	首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授	奥 真美
学識経験者	理学博士	◎齊藤 亀三
学識経験者	東京農工大学農学部環境資源科学科教授	○高田 秀重
学識経験者	工学博士	中岡 章
行政機関職員	東京都環境局多摩環境事務所長	金子 亨
行政機関職員	東京都福祉保健局東京都多摩府中保健所生活環境安全課長	鮫島 弘尚

（各選出区分ごと五十音順，敬称略，◎：会長，○：副会長）

（3）調布市環境調整協議会

構 成
○行政経営部次長，総務部次長，市民部次長，生活文化スポーツ部次長，子ども生活部次長，福祉健康部次長，◎環境部次長，都市整備部次長，教育部次長

（◎：会長，○：副会長）

（4）調布市環境調整協議会 環境基本計画推進部会

部 名	職 名
行政経営部	政策企画課長
生活文化スポーツ部	農政課長
環境部	◎環境部次長 ○環境政策課長，環境政策課生活環境担当課長，緑と公園課長，下水道課長，ごみ対策課長
都市整備部	都市計画課長，街づくり事業課長，道路管理課長，交通対策課長
教育部	教育総務課長，指導室長

（◎：会長，○：副会長）

資料4 委員会等開催状況及び市民参加手続等の概要

■ 調布市環境基本計画策定委員会の開催状況

【開催日時及び場所】

回	開催日	時間	開催場所
1	平成27年 7月15日(水)	午後2時15分 ～午後4時20分	文化会館たづくり 3階 健康増進室
2	平成27年 11月16日(月)	午後2時 ～午後4時	文化会館たづくり 3階 健康増進室
3	平成27年 12月21日(月)	午後3時 ～午後5時	文化会館たづくり 9階 研修室
4	平成28年 3月28日(月)	午後2時 ～午後4時	文化会館たづくり 3階 健康増進室

■ 調布市環境保全審議会の開催状況

【開催日時及び場所】

回	開催日	時間	開催場所
1	平成27年 7月16日(木)	午前10時～正午	文化会館たづくり 3階 健康増進室
2	平成27年 11月20日(金)	午前10時～正午	文化会館たづくり 3階 健康増進室
3	平成28年 2月10日(水)	午前9時30分 ～午前11時45分	文化会館たづくり 10階 1002学習室

■ 各種アンケート調査等

(1) 市民アンケート調査（郵送による配布・回収）

- 対象：調布市内在住の18歳以上の市民2,000人（回答数764，回収率38.2%）
- 調査期間：平成27年1月20日(火)～平成27年2月6日(金)

(2) 中学生アンケート調査

- 対象：市立中学校に在学する2年生1,210人
- 調査期間：平成27年5月25日(月)～平成27年6月5日(金)

(3) 事業者への意見聴取

- 意見聴取対象：調布市内の事業者66社
- 意見聴取期間：平成27年8月25日(火)～平成27年9月11日(金)

(4) 小学生への意見聴取

- 意見聴取対象：市立学童クラブ在籍児童等の市内小学校在学児童1,251人
- 意見聴取期間：平成27年7月18日(土)～平成27年8月31日(月)

■ ちょうふ環境市民会議ヒアリング

【開催日時及び場所】

回	開催日	時間	開催場所
1	平成27年 8月3日(月)	午後6時30分 ～午後8時20分	調布市役所 8階 801会議室
2	平成27年 9月29日(火)	午後6時30分 ～午後8時40分	調布市役所 8階 801会議室
3	平成27年 12月2日(水)	午後6時30分 ～午後8時30分	調布市役所 8階 801会議室

【実施概要】

環境基本計画の策定に向けた進め方，市民ワークショップの進め方，環境基本計画（素案）等についてのヒアリングを行った。

■ 市民ワークショップ

【開催日時，場所及び参加者数】

回	開催日	時間	開催場所	参加者数
1	平成27年 10月2日(金)	午後6時30分 ～午後9時	文化会館たづくり 10階 1002学習室	8人
2	平成27年 10月4日(日)	午後2時 ～午後4時30分	市民プラザあくろす 3階ホール	10人
3	平成27年 10月5日(月)	午後1時30分 ～午後4時	文化会館たづくり 10階 1002学習室	13人

【実施概要】

①緑・水・生物に関すること，②生活環境や景観，歴史・文化に関すること，③ごみやエネルギー，低炭素まちづくりに関すること，④環境学習や啓発，実践活動等における協働・連携のあり方に関することを各回共通のテーマとして，「現状・課題」，「解決に向けた取組」，「目指す将来像のイメージ」を順次検討し，整理した。

■ 「調布市環境基本計画検討資料」への意見募集

【意見受付期間】

平成27年6月19日(金)～平成27年9月30日(水)

【資料の配布・閲覧場所等】

- 閲覧場所：公文書資料室
- 配布場所：環境政策課，各地域福祉センター，公民館，図書館等
上記施設等のほか，市ホームページで公開

【意見の提出方法】

郵送又は電子メールによる提出

【実施結果（意見件数）】

提出者数	意見等件数
3	18

■ 「調布市環境基本計画（案）」に対するパブリック・コメント

調布市パブリック・コメント手続条例に基づき実施

【意見募集対象】

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する個人，法人又はその他の団体

【意見受付期間】

平成28年1月20日(水)～平成28年2月19日(金)

【実施結果（意見件数）】

提出者数	意見等件数
9	120

■ 環境基本計画(案)説明会

【開催日時，場所及び参加者数】

開催日	時間	開催日	参加者数
平成28年 1月28日(木)	午後6時30分 ～午後8時20分	文化会館たづくり 10階 1001学習室	7人

資料5 環境指標の考え方

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	環境指標
1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち	1 ― (1) 緑と水の保全・再生	1-①緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進 ■湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全 	<p>みどり率</p> <p>公共が保全する緑の面積 (指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。)</p> <p>市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数</p>
		1-②水辺環境の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ■雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養 ■健全な水循環の形成に向けた啓発 ■開発事業等における地下水・湧水保全への配慮 ■市民等との協働による水辺環境の維持管理 	浸透設備等の設置による雨水の浸透能力
		1-③里山環境の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■農地の保全に向けた仕組みづくり ■里山環境の総合的な維持・保全と活用 	<p>雑木林ボランティア講座の延べ受講者数（※2）</p> <p>市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数（再掲）</p>
	1 ― (2) 生物多様性の保全・活用	1-④生物の生息空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進 ■生態系ネットワークの形成 ■在来種の保護及び特定外来生物（植物）の駆除 ■生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討 	<p>自然環境調査の実施回数（※2）</p> <p>特定外来生物（植物）駆除活動における対象面積（※2）</p>
		1-⑤多様な自然環境の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進 ■自然環境の活用 	<p>自然観察会の実施回数（※2）</p> <p>自然体験学習の参加者人数（※2）</p>

課名	基準値	基準年度	目標値	目標年度	環境指標と目標値の設定理由
緑と公園課	36.0%	H22 (※1)	36.0%	H32 (※1)	調布市緑の基本計画の基準値（平成22年度）及び目標値（平成32年度）を設定した。
緑と公園課	146.63 ha	H26	149.85 ha	H37	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度の目標値149.5haと掲げている。この数値に0.05ha×7年=0.35haを加え、平成37年度の目標値を設定した。
緑と公園課	5箇所	H26	8箇所	H37	平成26年度実績は5箇所。現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から、平成37年度の目標値を設定した。
下水道課 道路管理課 環境政策課 緑と公園課	66,828 m ³ /h	H26	115,600 m ³ /h 【H26～H37累計】	H37	東京都豪雨対策基本方針の目標対策量から、平成37年度の調布市の目標値を算出し、設定した。
環境政策課	72人	H26	800人 【H28～H37累計】	H37	平成26年度実績は72人。平成37年度の目標値は、72人/年×10年=720人≒800人を目標値として設定した。
緑と公園課	5箇所	H26	8箇所	H37	平成26年度実績は5箇所。現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から、平成37年度の目標値を設定した。
環境政策課	7回	H26	63回 【H28～H37累計】	H37	平成26年度実績は、おおむね3年に1回実施している湧水調査、自然環境調査を兼ねて実施した環境モニター活動5回、水生生物調査1回の合計回数。 平成37年度の目標値は、(自然環境調査5回+水生生物調査1回)×10年+湧水調査3回=63回として設定した。
環境政策課	875 m ² /回	H26	17,500 m ² 【H28～H37累計】	H37	平成26年度実績は、特定外来生物（植物）の駆除活動を実施した1回当たりの活動面積。平成37年度の目標値は、875m ² /回×2回/年×10年=17,500m ² として設定した。
環境政策課	7回	H26	70回 【H28～H37累計】	H37	平成26年度実績は、環境モニター活動による自然観察会5回、環境モニターが実施した一般市民を対象とした自然観察会（そぞろ歩き）2回の合計回数。 平成37年度の目標値は7回/年×10年=70回として設定した。
環境政策課	877人	H26	9,000人 【H28～H37累計】	H37	平成26年度実績は、こどもエコクラブ7回（延277人）、水辺の楽校4回（延319人）、雑木林ボランティア講座6回（延72人）、神代農場公開講座5回（延68人）、多摩川自然情報館月別イベント11回（141人）の合計人数。 平成37年度の目標値は、877人/年×10年=8,770人≒9,000人として設定した。

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	環境指標
2 人と環境が調和する快適で美しいまち	2-1 (1) 美しい街並みの形成	2-①景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■自然の眺望を活かした都市景観づくり ■調和のとれた街並みの形成 ■洗練された街並みの保全・創出 	<p>公共が保全する緑の面積（再掲） （指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。）</p> <p>無電柱化道路延長</p>
		2-②歴史・文化環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史・文化環境の保全・継承 ■歴史・文化を活かした景観づくりの推進 	調布には優れた景観があると思う市民の割合
	2-1 (2) 快適な空間の確保	2-③まちのうるおいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ■緑が豊かな環境づくり ■公園・緑地等の適正配置と維持 	花いっぱい運動の実施箇所数
				市民一人当たりの公園面積
		2-④都市美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■公衆マナーの順守を目指した意識啓発 ■市民参加による美化活動の推進 ■美化対策の推進 	美化推進重点地区数
				美化活動に参加した市民の数（※2）

課名	基準値	基準年度	目標値	目標年度	環境指標と目標値の設定理由
緑と公園課	146.63ha	H26	149.85ha	H37	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度の目標値149.5haと掲げている。この数値に0.05ha×7年=0.35haを加え、平成37年度の目標値を設定した。
街づくり事業課	0m	H26	1,380m 【H28～H37累計】	H37	平成37年度の目標値は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成27年度末策定予定）のうち、調布市内で目標年度までに新設する道路の想定距離から設定した。
都市計画課	84.3%	H26	85.0%	H30 （※1）	調布市基本計画での「良好な市街地の形成」施策における「まちづくり指標」として、平成30年度までに85.0%と掲げている。この数値を継続するという考え方で平成37年度の目標値を設定した。（政策企画課 市民意識調査から把握）
緑と公園課	34箇所	H26	51箇所	H37	花いっぱい運動の申請は、各年度において、前期・後期に受付を行っている。このどちらか一方または両方に申請があった箇所数を一箇所として実績数としている。平成37年度の目標値は、東京オリンピック・パラリンピック開催の平成32年度まで年2箇所増を目指し、平成33年度～平成37年度は年1箇所増を目指すこととして設定した。
緑と公園課	5.77㎡	H26	5.66㎡	H37	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度に5.66㎡という目標値を掲げていることから、この面積を維持するという考え方で、平成37年度の目標値を設定した。
環境政策課	7地区	H26	11地区	H37	平成26年度実績は7地区。3年毎に1地区増加すると見込み、平成37年度の目標値を設定した。
環境政策課	9,513人	H26	10,000人	H37	平成26年度実績は、地域清掃6,864人、喫煙マナーアップキャンペーン233人、多摩川クリーン作戦（春）1,121人、多摩川クリーン作戦（秋）842人、野川クリーン作戦82人、マナーアップ清掃371人の合計人数。 調布市基本計画での「生活環境の保全」施策におけるまちづくり指標として、平成30年度に10,000人という目標値を掲げていることから、この人数を維持するという考え方で、平成37年度の目標値を設定した。

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	環境指標
3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち	3 ― (1) 公害のない環境の維持	3-①大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動に伴う大気汚染の防止 ■自動車排出ガスによる大気汚染の防止 ■微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応 ■悪臭・臭気等の発生防止 	二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準の年間未達成日数 （環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること）
				浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準の年間未達成状況 （環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること）
				微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準の年間未達成状況【参考】 （環境基準：1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。この環境指標では、1日平均を確認）
		3-②水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■工場排水の水質汚濁負荷の低減 ■家庭における生活排水対策の推進 	雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値 （平均放流水質）
3-③騒音・振動の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制 ■道路交通騒音・振動の発生抑制 ■生活騒音の発生抑制 	道路交通騒音の要請限度数値の未達成地点数 騒音相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況		
3-④化学物質等の対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■有害化学物質による汚染の防止 ■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進 ■地下水保全に向けた調査・規制 ■放射線等に関する情報の蓄積・提供 	空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数		

課名	基準値	基準年度	目標値	目標年度	環境指標と目標値の設定理由
環境政策課	1日	H26	0日	H37	平成26年度は、下石原測定局（常時測定局）において測定を行い、日平均値が0.06ppmを超えた日数が1日あった。 下石原測定局（常時測定局）は、平成26年度中に測定場所の工事のため撤去したが、平成27年度から四半期毎に同場所にて1週間の測定を行うことから、1時間値の1日平均値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で平成37年度の目標値を設定した。
環境政策課	0日、0時間	H26	0日、0時間	H37	平成26年度は、下石原測定局（常時測定局）において測定を行い、環境基準を達成していた。 下石原測定局（常時測定局）は、平成26年度中に測定場所の工事のため撤去したが、平成27年度から四半期毎に同場所にて1週間の測定を行っていることから、1時間値の1日平均値と1時間値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で平成37年度の目標値を設定した。
環境政策課	0日	H26	0日	H37	平成26年度は、国道20号（仙川町2-5）、鶴川街道（下石原1-16）、鶴川街道（多摩川11-51）にて、1週間の測定を行い、環境基準を達成していた。 目標値は、1日平均値の環境基準適合状況を確認し、環境基準を超える日を出させないという考え方で平成37年度の目標値を設定した。
下水道課	40mg/L以下	H26	40mg/L以下	H37	下水道法施行令により定められているBOD値40mg/L以下を基準値及び目標値とする。測定方法：総降雨量10mm～30mmの雨天時において、処理場を含む各吐口からの放流水のBOD値（平均放流水質：汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値）を測定及び推計し、BOD値を算出する。
環境政策課	1地点	H26	0地点	H37	平成26年度は、全5地点について7日間の測定を行っている。この中で1地点が要請限度を超過していた。 平成37年度の目標値は、全5地点の測定箇所において要請限度の達成を目指し設定した。
環境政策課	85%	H26	100%	H37	平成26年度は、騒音・振動による相談件数が47件寄せられ、この内7件について規制基準が順守されていなかった。 平成37年度の目標は、目標年度において相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準の全件順守を目指し設定した。
環境政策課	120回【0回】 （【】内は除染基準を超えた回数）	H26	120回【0回】 （【】内は除染基準を超えた回数）	H37	平成26年度は、定点10地点（上布田保育園、東部保育園、上石原保育園、第一小学校、北ノ台小学校、緑ヶ丘小学校、調布ヶ丘児童館、染地児童館、上布田公園、八雲台公園）について空間放射線簡易測定を毎月実施し、継続して市報及び市ホームページにて公表した。 平成37年度の目標値は、毎年120回の測定を継続して実施することを目指し設定した。

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	環境指標
4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち	4-1 (1) 低炭素まちづくりの推進	4-①省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進 ■公共施設や事務所等における省エネルギーの推進 ■低燃費車等の利用及びエコドライブ普及の啓発 	<p>市役所から排出されるCO₂の削減（市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象）</p> <p>街路灯のLED化（街路灯をLED化した道路整備距離数）</p> <p>市域から排出されるCO₂排出量【参考指標】（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。）</p>
		4-②再生可能エネルギー等の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギー利用設備等の導入推進 ■再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究 	<p>補助要綱に基づく補助金交付対象となった太陽光発電システムの公称最大出力（補助要綱：調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付要綱（平成25年要綱第29号））</p> <p>補助要綱に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池の助成件数（補助要綱：調布市地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金交付要綱（平成23年要綱第85号））</p> <p>公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力</p>
		4-③環境に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■緑を活かした地球温暖化への対応 ■交通体系の低炭素化 ■エネルギーの有効利用の推進 	<p>みどり率（再掲）</p> <p>市域から排出されるCO₂排出量【参考指標】（再掲）（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。）</p>
		4-④地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化に関する情報の提供 ■ライフスタイルによる適応 ■気候変動に伴う異常気象への適応 	<p>浸透設備等の設置による雨水の浸透能力（再掲）</p> <p>地球温暖化に係る情報提供数</p>
	4-1 (2) 循環型まちづくりの推進	4-⑤3R推進によるごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの発生抑制に向けた啓発 ■市民・事業者の自主的な取組の支援 	市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量
		4-⑥ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの安定処理の確保 ■不法投棄対策の充実 	<p>最終処分量（埋立量）</p> <p>総資源化率</p>

課名	基準値	基準年度	目標値	目標年度	環境指標と目標値の設定理由
環境政策課	14,859t-CO ₂	H26	13,343t-CO ₂	H37	平成37年度の目標は、平成27年度に策定した第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（5年計画）の目標値の算出時の考えを、10年間継続した場合の削減数値を算出し設定した。
街づくり事業課	0m	H26	1,380m 【H28～H37累計】	H37	平成26年度末現在786台のLED街路灯を導入しているが、平成37年度の目標値は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成27年度末策定予定）のうち、調布市内で目標年度までに新設する道路の想定距離から設定した。
環境政策課	829kt-CO ₂	H24 （※3）	705kt-CO ₂	H35 （※3）	政府が定める平成42(2030)年度の温室効果ガスの削減目標「平成25(2013)年度比で26%」に基づき目標値を設定。平成25年度数値が未確定なため、平成24年度数値を基準値としている。 目標値の算出：平成25年度～平成42年度の18年間で26%削減→1.4%/年削減。本計画の最終年度において公表できる数値は平成35年度となることから、平成25年度～平成35年度の11年間で1.4%/年×11＝15%削減。平成35年度の目標値は、829kt-CO ₂ ×85%＝705kt-CO ₂ として設定した。
住宅課	367.88kW	H26	2,520kW 【H28～H34累計】	H34 （※1）	平成24～26年度における実績の平均値360kWを、平成28～34年度の7年間の累計として設定。目標年度は住宅マスタープランと合わせている。
住宅課	105件	H26	700件 【H28～H34累計】	H34 （※1）	日本再興戦略（2013年6月閣議決定）において、国の目標値として2030年に530万台の家庭用燃料電池の普及を目指していることから、平成26年度の実績を継続すると見込み、100件×7年＝700件として目標値を設定。目標年度は住宅マスタープランと合わせている。
環境政策課	993.8kW	H26	1,043.5kW	H37	H26年度実績に対して5%増加を見込み、平成37年度の目標値を設定した。
緑と公園課	36.0%	H22 （※1）	36.0%	H32 （※1）	調布市緑の基本計画の基準値（平成22年度）及び目標値（平成32年度）を設定した。
環境政策課	829kt-CO ₂	H24 （※3）	705kt-CO ₂	H35 （※3）	政府が定める平成42(2030)年度の温室効果ガスの削減目標「平成25(2013)年度比で26%」に基づき目標値を設定。平成25年度数値が未確定なため、平成24年度数値を基準値としている。 目標値の算出：平成25年度～平成42年度の18年間で26%削減→1.4%/年削減。本計画の最終年度において公表できる数値は平成35年度となることから、平成25年度～平成35年度の11年間で1.4%/年×11＝15%削減。平成35年度の目標値は、829kt-CO ₂ ×85%＝705kt-CO ₂ として設定した。
下水道課 道路管理課 環境政策課 緑と公園課	66,828 m ³ /h	H26	115,600 m ³ /h 【H26～H37累計】	H37	東京都豪雨対策基本方針の目標対策量から、平成37年度の調布市の目標値を算出し、設定した。
環境政策課	25回	H26	28回	H37	平成26年度実績は、市報、市ホームページ等において、壁面緑化啓発、ライトダウンの実施、夏の省エネ、屋根貸し太陽光発電事業（ホームページは月1回更新の12回）、事務事業編実績報告、太陽光見学、冬の省エネの全7件について、市報及び市ホームページを通じた情報提供数。平成37年度の目標値は、1割情報提供数を増加させることを見込み設定した。
ごみ対策課	389.7g/人日	H26	380g/人日	H34 （※1）	調布市一般廃棄物処理基本計画の目標値及び目標年度と合わせている。
ごみ対策課	0	H26	0	H34 （※1）	調布市一般廃棄物処理基本計画の目標値及び目標年度と合わせている。
ごみ対策課	44.7%	H26	47%	H34 （※1）	調布市一般廃棄物処理基本計画の目標値及び目標年度と合わせている。

基本目標	方針	施策	施策（取組）の内容	環境指標
5 みんなの力でより良い環境を目指すまち	5-1(1) 環境情報の整備・共有	5-①環境情報の集約・活用・発信	<ul style="list-style-type: none"> ■環境情報の集約・活用 ■環境情報の提供 ■環境情報発信の検討 	市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数
	5-1(2) 環境活動を担う人材の育成	5-②活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■学校での環境教育の推進 ■地域での環境学習の支援 ■環境についての伝承や活動をリードする人材の育成 ■市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施 ■小中学生などに適した啓発活動の実施 	多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し、解説員として登録するボランティア人数 調布こどもエコクラブ加入者数 雑木林ボランティア講座の延べ受講者数（再掲）（※2）
	5-1(3) 連携・協働の基盤づくり	5-③市民・事業者・市等の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全活動の拠点となる場の提供 ■活動支援のための制度・仕組みづくり ■環境保全活動の環（わ）の拡大 	環境連携事業数（※2）

◎環境指標の対象とした事業の見直しがあった場合は、対象事業や目標数値等を見直すこととし、毎年度市が発行する環境年次報告書において、報告して行きます。

- ※1 原則、環境指標における基準値は平成26(2014)年度の実績値、目標値は平成37年度の値としていますが、調布市基本計画及びその他の個別計画等により定められた指標等を、本計画に活用したものについては、活用した計画が改定等され、平成37(2025)年度の目標値が明確化した時点で、併せて、本環境指標についても見直すものとします。
- ※2 当該環境指標は、野外活動事業を対象主体としているため、荒天などにより中止となった場合は、目標値を構成する該当事業の基準とした回数や人数等を減じ、施策の達成度等について評価することとします。
- ※3 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表している数値を使用していますが、本計画策定時において平成24(2012)年度までの数値までの確定となっていること、2年遅れで数値が確定することから、基準年度と目標年度は他の環境指標と異なります。

課名	基準値	基準年度	目標値	目標年度	環境指標と目標値の設定理由
環境政策課	104回	H26	115回	H37	平成26年度実績は、環境年次報告書年1回、ちょうふ環境にゆ〜ず4回/年発行、市報掲載回数（記事数）99回/年。平成37年度の目標は1割増を見込み設定した。
環境政策課	19人	H26	40人	H37	平成26年度実績は、平成26年度末現在に、多摩川自然情報館ボランティア解説員として登録している人数。平成26年度も含め、この2〜3年のボランティア解説員の純増数2人/年を踏まえ、平成37年度の目標は、2人/年×11年+19人≒40人とし設定した。
環境政策課	55人	H26	500人 【H28〜H37累計】 (年間原則定員は50人)	H37	平成26年度実績の加入数は55人。平成37年度の目標は、年間募集定員50人/年×10年=500人と見込み設定した。
環境政策課	72人	H26	800人 【H28〜H37累計】	H37	平成26年度実績の延参加人数は72人。平成37年度の目標は、72人/年×10年=720人≒800人と見込み設定した。
環境政策課	58回	H26	580回 【H28〜H37累計】	H37	平成26年度の実績は58回。平成37年度の目標は、58回/年×10年=580回と見込み設定した。 実績の内訳は、環境モニター(5回)、そぞろ歩き(2回)、こどもエコクラブ(7回)、雑木林ボランティア講座(6回)、京王多摩川駅周辺喫煙マナーアップ清掃(11回)、仙川駅周辺喫煙マナーアップ清掃(11回)、喫煙マナーアップキャンペーン(9回)のほか、環境活動交流会、情報館夏休みイベント、情報館まつり、多摩川クリーン作戦（春）、多摩川クリーン作戦（秋）、野川クリーン作戦、調布駅前クリーン作戦(各1回)

資料6 用語解説

【 あ行 】

◆ アスベスト (p. 1)

石綿のこと。熱や摩擦に強いので切れにくく、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持つ天然の鉱物繊維。主に工業製品や建材等に使われてきたが、悪性中皮腫の発症要因として人の健康に影響を及ぼすことが知られるようになり、建築物の解体工事等では飛散防止対策が講じられるようになった。

◆ 雨水浸透ます (p.24)

側面に多数の孔をあけたますのこと。これを地中に埋め雨どいと接続することで、降った雨を地中へ浸透させ、洪水の防止と地下水の涵養を図る。調布市では、現在、一部の地域を除いて、既存の一般住宅及び個人の所有する集合住宅等の雨どいの近くで1㎡程度の広さがある場所を対象に、1宅地当たり6基まで無料で設置できるよう助成している。

◆ エコドライブ (p.52)

自動車の運転に当たって、アイドリングストップ、急発進・急加速の自粛、定速走行、エンジンブレーキの活用、点検・整備の励行など、環境負荷の軽減に配慮すること。

◆ 温室効果ガス (p. 1)

二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線を吸収する気体のこと。これらの大気中の濃度が高まると大気圏内の温度が上がるため、地球温暖化の原因とされている。

【 か行 】

◆ 崖線樹林地 (p.23)

崖線の斜面に分布し、連続していること、自然性の高い樹種で構成されていること、といった条件を満たす樹林地。市内には国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線に崖線樹林地が認められる。

◆ 環境カウンセラー (p.70)

環境問題に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言（カウンセリング）を行う人材として、環境省の審査・認定を受けた人のこと。

◆ 環境基準 (p.40)

大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、法令等で定められたもの。

◆ 環境マネジメントシステム (EMS) (p. 1)

組織（企業等）が、その活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善して行くための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの一連の手続きは、国際標準化機構（ISO）によってISO14001として標準規格化されており、環境保全に関する方針や目標・計画等を定め（P）、これを実行・記録し（D）、その実施状況を点検して（C）、方針等を見直す（A）というフロー（PDCAサイクル）が

定められている。規格への適合性は、外部審査機関による監査によって認証されるのが一般的だが、自身で適合性を評価し、自身の責任でその適合を宣言する「自己適合宣言」方式を採用することもできる。

◆ 涵養 (p.24)

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に地下水として供給される働き。市街地の表面がアスファルトやコンクリートで覆われると地下水涵養能力が低下し、雨水が地下にしみこまらず、すぐに川や海へ流出してしまい、地下水位の低下、湧水の枯渇、河川の洪水などの被害が発生しやすくなる。

◆ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (p.58)

人為起源による気候変化とその影響について、また、そうした変化に対する適応・緩和方策に関して、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63(1988)年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された組織のこと。IPCCは、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、「気候変動に関する政府間パネル」と訳される。平成25(2013)年から平成26(2014)年にかけて第5次評価報告書が公表され、観測事実として地球温暖化は疑う余地がないこと、人間活動がその要因である可能性が極めて高いことなどが報告された。

◆ 京都議定書 (p. 1)

平成9(1997)年12月に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された議定書のこと。平成20(2008)年から平成24(2012)年を第一約束期間として、先進国に一定の温室効果ガス削減義務が課せられた。温室効果ガス削減に向けて、京都メカニズムと呼ばれる国家間の温室効果ガス排出量取引やクリーン開発メカニズム等の経済的手法が導入された。(→「パリ協定」参照)

◆ クリーン作戦 (p.23)

「きれいな、親しまれる」川やまちにすることを目的に、多摩川・野川、調布駅前において、地域の各自治会・市民・市民団体・事業者・市等の協働で行っている清掃活動のこと。

◆ グリーン電力 (p.55)

太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱などの再生可能エネルギーを使って発電された電力のこと。

◆ 景観形成重点地区 (p.32)

景観形成を重点的に推進する地区として、景観法に基づく景観計画である調布市景観計画で定めた地区のこと。調布市では、深大寺通り周辺景観形成重点地区及び国分寺崖線景観形成重点地区を定めており、一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合の届出を義務付けている。

◆ 下水の高度処理化 (p.45)

有機物や浮遊物質・富栄養化(ふえいようか)の原因となる窒素やりん・色や臭いなどを取り除き、処理水を従来の処理に比べてさらにきれいにすること。目的に応じた処理方法がある。

◆ **光化学オキシダント (p.40), 光化学スモッグ (p.40)**

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、日光に含まれる紫外線と光化学反応を起こして生成される物質。粒子状物質（エアロゾル）として滞留し、モヤがかかった状態を光化学スモッグと呼び、目や呼吸器系統に被害を及ぼすことがある。

◆ **公共用水域 (p.17)**

水質汚濁防止法第2条で定義された水域のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。

◆ **公称最大出力 (p.55)**

機器のカタログ等に記載された太陽光発電パネル等の定格出力のこと。日本工業標準調査会が定める条件の下で算出された最大出力で、実際の出力は一般にこの値よりも低くなる。

◆ **コミュニティサイクル (p.57)**

レンタサイクルの形態の一つ。特定の区域内に複数設置されたサイクルポート（専用の駐輪場）で共用の自転車を乗り降りすることによって、多くの人が自転車を相互利用する仕組みのこと。自転車シェアリングともいう。

◆ **ごみ減量・リサイクル協力店 (p.61)**

市が認定した、ごみの減量やリサイクル活動（簡単な包装、買い物袋の持参活動、商売の業種に応じた資源の自主回収や下取りなど、市で定める認定要件の活動）を積極的に実施する小売販売店のこと。

【 さ 行 】

◆ **在来種 (p.28)**

動植物の品種のうち、ある地域の風土に適し、その地域で古来から生育・生息しているもの。
(→「特定外来生物」参照)

◆ **里山 (p.14)**

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴う様々な人間のはたらきかけを通じて、環境が形成・維持されてきた。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域として位置付けられる。

なお、市では、「調布市佐須農の家条例」第2条において、市内の雑木林、屋敷林、水田、畑、樹林地、農業用水等で形成する景観を「里山等」と定義付けている。

◆ **シックハウス (p. 1)**

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等が生じ、居住者の様々な体調不良を引き起こすこと。症状が多様で、症状発生の仕組みを始め、未解明な部分が多く、また様々な複合

要因が考えられている。

◆ **食育 (p.27)**

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

◆ **浸透トレンチ (p.24)**

雨水や排水をろ過浸透させるために、砂利や碎石等を敷いた細長い管や溝のこと。

◆ **水質汚濁負荷 (p.44)**

河川等の水質汚濁の原因となる物質が水質に与える負荷のこと。 (→「BOD」参照)

◆ **生産緑地 (p.22)**

生産緑地法により指定された農地のこと。良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図っている。

◆ **生態系ネットワーク (p.28)**

生物多様性を保全して行くため、様々な動植物の生育・生息地を保全、復元、創造するだけでなく、生態的な観点からそれらを広域的につなげて行くこと。

◆ **生物多様性 (p. 6)**

生物の豊かさを表す言葉。遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階の多様性がある。武蔵野の特徴でもある雑木林を含む里地里山については、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)においても、生物多様性の面からの重要性が述べられている。

◆ **雑木林ボランティア講座 (p.26)**

雑木林保全活動を担う人材を育成することを目的とした講座のこと。平成13(2001)年から市民による講座企画・運営が行われており、平成21(2009)年度からは、「ちょうふ環境市民会議」が業務を受託して活動が続けている。

◆ **総資源化率 (p.60)**

ごみの再資源化を示す指標の一つ。資源物の収集・処理量、収集後資源化量、集団回収量の和を総ごみ排出量と集団回収量の和で除したものの。

【 た 行 】

◆ **体験農園 (p.26)**

市民が農業とふれあえる機会を通じて都市農業を理解促進するための農業体験の場のこと。農家の指導を受けながら野菜栽培ができる農業体験ファームを始め、ふれあい体験農園、学童農園等の事業がある。

◆ **大腸菌群数 (p.44)**

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿による汚染の指標として使われている。

◆ 地域制緑地制度 (p.22)

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として緑地を指定する制度。

◆ 地区計画 (p.32)

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のこと。地区計画は、「地区計画の目標」、「整備、開発及び保全に関する方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定める。

◆ ちょうふ環境市民会議 (p.19)

平成21(2009)年3月、それまでの「ちょうふ環境市民懇談会」を発展的に引き継ぐ形で市民主導で設立された市民団体の一つ。交流ネットワーク等のプロジェクトの実施において、主導的な役割等を担っている。

◆ 調布市環境保全審議会 (p.82)

調布市環境基本条例に基づき設置された市長の附属機関のこと。市長の諮問に応じ、(1) 環境基本計画に関する事、(2) その他、環境の保全等についての基本的事項に関する事を調査審議する。市民、事業者、学識経験者、行政機関の職員等から構成され、任期は2年となっている。

◆ 調布市環境モニター (p.28)

市内の自然環境を見守り、自然環境の保全に役立てるため、市民と市が協働して、植物観察を中心に、調布の地形、野鳥、昆虫などの自然観察等を行っているグループのこと。

◆ 低騒音舗装 (p.47)

アスファルト表面に細かい空隙を設けることにより、タイヤと路面の摩擦音を吸収したり、エンジン音の路面反射を低減させる舗装。なお、路面に滞留した水を排除することで水はねや水しぶきを緩和し安全対策効果を高める排水性舗装には騒音低減効果がある。

◆ 低炭素 (p. 2), 低炭素社会 (p. 6), 低炭素まちづくり (p.14)

エネルギーの使用に伴う人為的な二酸化炭素 (= 温室効果ガス) の排出を大幅に削減した状態を低炭素といい、経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会を低炭素社会、その実現に向けたまちづくりを低炭素まちづくりという。低炭素まちづくりの具体的な方策として、省エネルギー等によるエネルギー負荷の低減、再生可能エネルギーの導入などがあげられる。

◆ 適正管理化学物質 (p.48)

東京都環境確保条例及び同施行規則において、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として定められたもの。

◆ 透水性舗装 (p.24)

雨水を積極的に地中に浸透させるため、透水性舗装材等(表層)の下に浸透層を設けた舗装。豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生・地中生態系の改善、地下水の涵養等の効果がある。歩道、遊歩道、駐車場や公園等で利用される。

◆ 都市型水害 (p.58)

地表面がコンクリートやアスファルト等の水が浸透しない舗装で覆われている都市において、短時間の局所的な豪雨等の際に、降った雨が地中に浸透せず、一気に下水道や河川に流れ込むことにより発生する水害のこと。

◆ 都市計画区域 (p. 8)

都市計画法によって、都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域。無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは市街化区域及び市街化調整区域に区分し、さらに市街化を誘導する市街化区域では、用途地域を始めとする地域地区によって土地利用の内容が制限される。地域地区には、用途地域のほかに、地域の特色に合わせて定められる特別用途地区、高度地区、風致地区などの補助的地域地区がある。

◆ 特定外来生物 (p. 1)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき指定される海外起源の外来種。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育、栽培、保管及び運搬、輸入などの扱いが禁止されている。 (→「在来種」参照)

【 な 行 】

◆ 燃料電池 (p.54)

水素と酸素を化学反応させて、電気を発電する装置のこと。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

【 は 行 】

◆ 花いっぱい運動 (p.16)

市内の空き地等に花の種等をまいて育成し花を咲かせ、地域の緑を豊かにすることを目的とした運動。調布市では、花いっぱい運動を実施する市内の地域グループに、その運動に要する物品の一部を助成している。

◆ パリ協定 (p. 2)

京都議定書に替わる温室効果ガス削減の新たな枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定。21世紀後半には温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が2018年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどに、世界196の国と地域が合意した。 (→「京都議定書」参照)

◆ 美化推進重点地区 (p.38)

空き缶、吸い殻等の散乱及び簡易広告物の放置等を防止することにより、都市美化の推進を図り、もって清潔で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし、「調布市都市美化の

推進に関する条例」により、特に、都市美化の推進を図る必要があると認めた地域を指定したものの。

◆浮遊粒子状物質（S P M）（p.40）

大気中に浮遊している粒径10 μm以下の粒子で、環境基本法に基づいて環境基準が定められている大気汚染物質の一つ。工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、自然界に由来（火山など）するものがある。S P Mは、Suspended Particulate Matterの略。

【 ま 行 】

◆水辺の楽校（p.31）

地域の河川の水辺をフィールドにして、子どもたちの自然体験活動に市民主体で取り組む国土交通省所管のプロジェクト。安全で活動に適した水辺の整備などを国土交通省が行い、文部科学省・環境省との連携の下で、自治体も関わりながら事業を展開している。

◆緑と花の祭典（p.66）

緑化活動の普及啓発のために、調布市が実行委員会とともに共催し、開催しているイベント。草花などの販売、花の種子の無料配布、緑化相談、ガーデニング講座、調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への募金の呼びかけなどを行っている。

◆みどり率（p.22）

緑が地表を覆う部分に、公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合のこと。これに対して、単に緑が地表を覆う部分が占める割合を緑被率という。

◆ミニバス（p.10）

調布市都市計画マスタープランに基づき、市内の電車やバスなどの公共交通を利用するのに不便な地域の解消と、高齢者等の社会参加の促進を目的に実施された事業で、平成27年度末現在、調布市の東・西・北部地域の3路線で運行されている。

【 や 行 】

◆要請限度（p.46）

騒音規制法、振動規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について、当該地域の自治体の首長が、測定結果を踏まえて道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値。

【 ら 行 】

◆リスクコミュニケーション（p.49）

リスクに関する正確な情報を市民、市民団体、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、互いに意思疎通を図ること。

◆ **緑化重点地区** (p.37)

地方公共団体が定める「緑の基本計画」において指定される地区（都市緑地保全法第2条の2）。地方公共団体における緑化事業のモデルとなるような地区であり、人口密集地の再開発地区などが指定されることが多い。

【 アルファベット・数字 】

◆ **BEMS** (p.57)

Building Energy Management Systemの略。オフィスビル等において、機器・設備等で消費するエネルギーを管理し、削減を図るためのシステム。（→「HEMS」参照）

◆ **BOD（生物化学的酸素要求量）** (p.45)

Biochemical Oxygen Demandの略。水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20℃）の下で微生物によって酸化・分解される過程で消費される酸素量。単位は一般的にmg/Lで表す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されており、この値が大きいほど汚濁が進んでいることになる。

◆ **CSR活動** (p.83)

企業は自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の順守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するものとし、貢献していこうとする活動のこと。Corporate Social Responsibilityの略。「企業の社会的責任」と訳される。

◆ **HEMS** (p.57)

Home Energy Management Systemの略。家庭における省エネルギーを目的として、住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステム。（→「BEMS」参照）

◆ **PRTTR制度** (p.48)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。

◆ **3R（スリーアール）** (p.14)

「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse=再使用）」、「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取った言葉。循環型社会においては、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という優先順位で、廃棄物処理やリサイクルに取り組むことが求められている。

調布市環境基本計画

発行 平成28年3月
調布市環境部環境政策課
〒182-8511 調布市小島町2-35-1
TEL 042-481-7086・7087
FAX 042-481-7550
電子メール kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp

登録番号
(刊行物番号)

2015-252



より良い環境を目指して
調布市環境基本計画

